

鈴鹿国際大学紀要CAMPANA 投稿規程

平成18年3月15日制定

平成20年4月16日改定

平成22年4月14日改定

- 第1条 投稿資格を有する者は、本学専任教員およびそれに準ずる者とする。ただし、掲載にあたっては、本学専任教員に優先権が認められる。
- 第2条 投稿原稿の内容は、投稿者の研究領域に関連する研究論文（資料、研究ノート等を含む）、書評、翻訳等とする。
- 第3条 教員各1編を原則とする。
- 第4条 未発表の原稿に限る。
- 第5条 使用言語は、原則として日本語もしくは英語とする。日本語の場合は横書き、16,000字、英語の場合は4,400語を一応の標準とする。
- 第6条 研究論文には、要旨（abstract）、キーワード（5つ以内）を添える。言語は英語が望ましい。
- 第7条 原稿締切は、各年度の10月31日とする。
- 第8条 投稿原稿は、附属図書館運営委員会において採否を決定する。
- 二 投稿原稿1篇につき、2名の委員が査読にあたる。
 - 三 査読した委員は、執筆者に対して、様式の調整、加筆、修正、削除等に関わる提案をすることができる。
 - 四 査読した委員2名の協議を経て採否が決定される。2名がともに掲載不可と判定した原稿は不採用となる。
- 第9条 抜き刷りは50部まで執筆者に無料贈呈する。それを超える分は執筆者の負担とする。
- 第10条 本紀要に掲載された論文等はCiNii-NII論文情報ナビゲータおよび鈴鹿国際大学ホームページでも公開する。そのため当該論文等の複製権、公衆送信権の行使は、鈴鹿国際大学国際人間科学部に委託する。ただし、原著者本人による出典を明示しての再利用は妨げない。

附 則

この規程は、平成18年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月14日から施行する。